自転車通学規定

本規定は休日及び長期休業中にも適応されるものである。

本校自転車通学者は以下の内容を遵守すること。

1　通学許可条件

（1）本人名義で防犯登録をしている者

※自転車傷害、賠償保険にも**加入しなければならない**。

※ヘルメット着用を自転車通学の許可条件とする。（R7 年 4 月より）

2　通学許可までの流れ

（1）申請

関係書類の提出

「自転車による通学承認願」及び「自転車利用のルールに関しての確認」を保護者同意の上で記入・捺印し、担任を通して生徒指導課（交通係）へ提出すること。

（2）審査

生徒指導課による通学条件の審査

（3）自転車車両点検

自転車の車両点検（ヘルメットの有無、ライト、ブレーキ、鍵２つ、ステップ禁止、雨合羽、防犯登録）を行い、所定箇所、**後輪泥よけの、見えやすい位置**にステッカーを貼付。（再発行も同様の場所に貼付）

3　通学に使用する自転車の種類と校内における自転車の取り扱い

（1）通学に使用する自転車は、必要以上にスピードの出る自転車や通学使用にふさわしくないと思われる自転車については生徒指導課で審議する。

（2）指定された所定の場所に必ず施錠（２個以上）をし、整頓して置く。

※ヘルメットに関しては、各自の自転車にワイヤー錠でつなぐ等の盗難防止に努める。

4　事故防止のため次の項目を守ること

（1）乗る前には必ず点検し、きちんと整備してから乗る。

（2）道路の左端を１列縦隊で通行する。

（3）二人乗りは絶対にしない。

（4）傘をさしたり、ハンドルや手に物を下げて運転しない。**（雨天時は雨合羽を着用すること）**

（5）通学に使用する自転車は、**後輪に泥よけ**を必ず装備しておく。

（6）携帯電話を使用しながらの運転はしない。

（7）イヤホン、ヘッドホン等をしての運転はしない。

（8）夜間は必ずライトを点ける。

（9）交通信号を厳守し、黄色では渡らない。

5　その他

（1）交通違反・事故を起こした者は担任・交通係に届け出ること。

（2）自転車の故障等で再購入を行った場合は、速やかに自転車承認願を提出し、ステッカーの再発行を行う。（後輪泥よけの、見えやすい場所にステッカーを貼付）